

(訳文)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書

日本国政府及びスウェーデン政府は、

千九百九十九年二月十九日にストックホルムで署名された議定書によって改正された千九百八十三年一月二十一日にストックホルムで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約（以下「条約」という。）を改正することを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

条約第二条1を次のように改める。

1 この条約の対象である租税は、次のものとする。

(a) 日本国については、

(i) 所得税

- (ii) 法人税
 - (iii) 復興特別所得税
 - (iv) 復興特別法人税
 - (v) 住民税
- (以下「日本国の租税」という。)
- (b) スウェーデンについては、
 - (i) 国税である所得税
 - (ii) 配当に対する源泉徴収税
 - (iii) 非居住者に対する所得税
 - (iv) 非居住者である芸能人及び非居住者である運動家に対する所得税
 - (v) 地方税である所得税
- (以下「スウェーデンの租税」という。)

第二条

条約第三条 1 (i) 及び (j) を次のように改め、並びにそれらの次に次の (k) 及び (1) を加える。

(i) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。

(j) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(i) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(ii) スウェーデンについては、財務大臣、権限を与えられたその代理者又はこの条約の適用上権限のある当局として指定された当局

(k) 「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。

(1) 「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。

第三条

条約第四条を次のように改める。

第四条

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、一方の締約国の法令の下において、住所、居

所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいい、当該一方の締約国及び当該一方の締約国の政府機関、地方政府又は地方公共団体並びに第二十一条のA7(d)に規定する年金基金を含む。ただし、「一方の締約国の居住者」には、一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において租税を課される者を含まない。

2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

(a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が所在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的關係がより密接な締約国（重要な利害關係の中心がある締約国）の居住者とみなす。

(b) その重要な利害關係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。

(c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合に

は、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。

(d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を決定するよう努める。当該合意がない場合には、その者は、この条約により認められる租税の軽減又は免除を受けることができない。

第四条

1 条約第六条2を次のように改める。

2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、建物、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（変動制であるか固定制であるかを問わない。）を受領する権

利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

2 条約第六条4中「及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得」を削る。

第五条

1 条約第七条4を削る。

2 条約第七条6中「5まで」を「4まで」に改め、同条5、6及び7をそれぞれ同条4、5及び6とする。

第六条

1 条約第十条2を次のように改める。

2 1に規定する配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、配当の受益者が、一方の締約国の居住者であつて、当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権の十パーセン

ト以上を直接又は間接に所有する法人（組合を除く。）である場合には、当該配当に対しては、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国においては、租税を課することができない。この3の規定の適用上、「組合」には、一方の締約国において租税に関し法人格を有する団体として取り扱われ、かつ、当該一方の締約国の居住者である団体を含まない。

4 2及び3の規定は、配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

5 3の規定は、配当を支払う法人が居住者とされる一方の締約国における課税所得の計算上受益者に対して支払う配当を控除することができる法人によつて支払われる配当については、適用しない。

2 条約第十条3及び4をそれぞれ同条6及び7とする。

3 条約第十条5を次のように改める。

8 1から5までの規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するもの

であるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

4 条約第十条6中「若しくは固定的施設」を削り、同条6を同条9とする。

第七条

条約第十一条1から5までを次のように改める。

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である利子に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、債務者若しくはその関係者の収入、売上げ、所得、利得その他の資金の流入、債務者若しくはその関係者の有する資産の価値の変動若しくは債務者若しくはその関係者が支払う配当、組合の分配金その他これらに類する支払金を基礎として算定される利子又はこれに類する利子であつて、一方の締約国内において生ずるものに対しては、当該利子が生じた一方の締約国において、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「利子」とは、全ての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配

を受ける権利の有無を問わない。) から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。) 及び他の所得で当該所得が生じた締約国の租税に関する法令上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。支払の遅延に対して課される損害金は、この条の規定の適用上利子には該当しない。前条で取り扱われる所得は、この条約の適用上利子には該当しない。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

5 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該支払者がいずれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該利

子は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

第八条

1 条約第十二条1から5までを次のように改める。

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である使用料に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物（映画フィルム及びラジカ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての種類の支払金をいう。

3 1の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該使用料の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

2 条約第十二条6を同条4とする。

第九条

条約第十三条2を次のように改める。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ

第十条

条約第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

第十一条

1 条約第十五条2(a)を次のように改める。

(a) 当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、報酬の受領者が

当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。

2 条約第十五条2(c)中「又は固定的施設」を削る。

第十二条

1 条約第十七条1中「第十四条及び第十五条」を「第七条及び第十五条」に改める。

2 条約第十七条2中「第七条、第十四条及び第十五条」を「第七条及び第十五条」に改める。

第十三条

条約第二十一条2を次のように改める。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）

の受領者が、他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合に
おいて、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するもので
あるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

第十四条

条約第二十一条の次に次の三条を加える。

第二十一条のA

1 一方の締約国の居住者であつて他方の締約国内において第十条3、第十一条又は第十二条に定める所得を取得するものは、2に規定する適格者に該当し、かつ、これらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たす場合に限り、各課税年度において、当該特典を受ける権利を有する。ただし、当該特典を受けることに関し、この条に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 一方の締約国の居住者が次の(a)から(f)までに掲げる者のいずれかに該当する場合には、当該一方の締約国の居住者は、各課税年度において適格者とする。

(a) 個人

(b) 当該一方の締約国の政府、当該一方の締約国の特別の法人、地方政府若しくは地方公共団体又は日本銀行若しくはスウェーデン中央銀行

(c) 法人（その主たる種類の株式が、7(c)(i)又は(ii)に規定する公認の有価証券市場に上場され、又は登録され、かつ、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されるものに限る。）

- (d) 年金基金（当該課税年度の直前の課税年度の終了の日においてその受益者、構成員又は参加者の五十パーセントを超えるものがいずれかの締約国の居住者である個人であるものに限る。）
- (e) 当該一方の締約国の法令に基づいて設立された団体であつて、専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために運営されるもの（当該一方の締約国の法令において所得の全部又は一部に対する租税が免除されるものに限る。）
- (f) 個人以外の者（(a)から(e)までに掲げる適格者であるいずれかの締約国の居住者が、議決権その他の受益に関する持分の五十パーセント以上を直接又は間接に所有する場合に限る。）
- 3 一方の締約国の居住者である法人は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国内において取得する第十条3、第十一条又は第十二条に定める所得に関し、七以下の同等受益者が当該法人の議決権の七十五パーセント以上を直接又は間接に所有し、かつ、当該法人がこれらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たすときは、当該特典を受ける権利を有する。
- 4 2 (f)及び3の規定の適用については、次に定めるところによる。
- (a) 源泉徴収による課税については、一方の締約国の居住者は、その所得の支払が行われる日（配当に

については、当該配当の支払を受ける者が特定される日)に先立つ十二箇月の期間を通じて2(f)又は3に規定する要件を満たしているときは、当該支払が行われる課税年度について当該要件を満たすものとする。

(b) その他の全ての場合については、一方の締約国の居住者は、課税年度の総日数の半数以上の日において2(f)又は3に規定する要件を満たしているときは、当該課税年度について当該要件を満たすものとする。

5 (a) 一方の締約国の居住者は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国内において取得する第十条3、第十一条又は第十二条に定める所得に関し、次の(i)から(iii)までに掲げる要件を満たすときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。

(i) 当該居住者が当該一方の締約国内において事業を行っていること。ただし、当該事業には、当該居住者が自己の勘定のために投資を行い、又は管理するもの(銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除く。)を含まない。

(ii) 当該所得が(i)に規定する事業に関連し、又は付随して取得されるものであること。

- (iii) 当該居住者が当該特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たすこと。
- (b) 一方の締約国の居住者が、他方の締約国内において行う事業から所得を取得する場合又は当該居住者と第九条1(a)若しくは(b)に規定する関係を有する者から他方の締約国内において生ずる所得を取得する場合には、当該居住者が当該一方の締約国内において行う事業が、当該居住者又は当該関係を有する者が当該他方の締約国内において行う事業との関係において実質的なものでなければ、当該所得について(a)に規定する条件を満たすこととはならない。この(b)の規定の適用上、事業が実質的なものであるか否かは、全ての事実及び状況に基づいて判断される。
- (c) (a)の規定に基づきある者が一方の締約国内において事業を行っているか否かを決定するに当たつて、その者が組合員である組合が行う事業及びその者に関連する者が行う事業は、その者が行うものとみなす。一方の者が他方の者の受益に関する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の議決権の五十パーセント以上）を直接若しくは間接に所有する場合又は第三者がそれぞれの者の受益に関する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の議決権の五十パーセント以上）を直接若しくは間接に所有する場合には、一方の者及び他方の者は、関連するものとする。ま

た、全ての事実及び状況に基づいて、一方の者が他方の者を支配している場合又はそれぞれの者が一若しくは二以上の同一の者によつて支配されている場合には、一方の者及び他方の者は、関連するものとする。

6 一方の締約国の居住者は、適格者に該当せず、かつ、3又は5の規定に基づき第十条3、第十一条又は第十二条に定める所得についてこれらの規定により認められる特典を受ける権利を有する場合に該当しないときにおいても、他方の締約国の権限のある当局が、当該他方の締約国の法令又は行政上の慣行に従つて、当該居住者の設立、取得又は維持及びその業務の遂行が当該特典を受けることをその主たる目的の一つとするものでないと認定するときは、当該特典を受けることができる。

7 この条の規定の適用上、

- (a) 「株式」には、株式の預託証券を含む。
- (b) 「主たる種類の株式」とは、法人の議決権の過半数を占める一又は二以上の種類の株式をいう。
- (c) 「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。
 - (i) 日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき設立された有価証券市場

- (ii) ナスダック O M X ストックホルム証券取引所、ノルディック成長市場及びスウェーデン金融監督庁による規制の対象となるその他の有価証券市場
- (iii) アイルランド証券取引所、アムステルダム証券取引所、ブリュッセル証券取引所、コペンハーゲン証券取引所、デュッセルドルフ証券取引所、フランクフルト証券取引所、ハンブルク証券取引所、ヘルシンキ証券取引所、香港証券取引所、ロンドン証券取引所、マドリード証券取引所、ミラノ証券取引所、ニューヨーク証券取引所、オスロ証券取引所、パリ証券取引所、レイキャビク証券取引所、リガ証券取引所、ソウル証券取引所、シンガポール証券取引所、シドニー証券取引所、タリン証券取引所、トロント証券取引所、ウィーン証券取引所、ビリニウス証券取引所及びチューリッヒ証券取引所並びにナスダック市場
- (iv) この条の規定の適用上、両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するその他の有価証券市場
- (d) 「年金基金」とは、次の(i)から(iii)までに掲げる要件を満たす者をいう。
 - (i) 一方の締約国の法令に基づいて設立されること。

- (ii) 主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付すること又は他の年金基金の利益のために所得を取得することを目的として運営されること。
- (iii) (ii)に規定する活動に関して取得する所得につき当該一方の締約国において租税を免除されること。
- (e) 「同等受益者」とは、次の(i)又は(ii)に規定するいずれかの者をいう。
 - (i) この条約の特典が要求される締約国との間に租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約（以下この条において「租税条約」という。）を有している国の居住者であつて、次の(aa)から(cc)までに掲げる要件を満たすもの
 - (aa) 租税条約が実効的な情報の交換に関する規定を有すること。
 - (bb) 当該居住者が、租税条約における特典の制限に関する規定に基づき適格者に該当すること又は租税条約に当該規定がない場合には、租税条約に2の規定に相当する規定が含まれているとしたならば、当該居住者がその規定により適格者に該当するであろうとみられること。
- (cc) 第十条3、第十一条又は第十二条に定める所得に関し、当該居住者が、この条約の特典が要求

されるこれらの規定に定める所得について租税条約の適用を受けたとしたならば、この条約に規定する税率以下の税率の適用を受けるであろうとみられること。

- (ii) 2 (a)から(e)までに掲げる適格者

第二十一条のB

この条約の他のいかなる規定にもかかわらず、一方の締約国の居住者である法人に関し、次の(a)及び(b)のいずれにも該当する場合には、租税の免除又は軽減を認めるこの条約の規定は、当該法人の所得及び当該法人が支払う配当については、適用しない。

- (a) 当該法人が、次の(i)又は(ii)に掲げることから生ずる所得を主として当該一方の締約国以外の国内において取得すること。
 - (i) 金融活動又は船舶による運送活動を行うこと。
 - (ii) 主として当該一方の締約国以外の国内において事業を行う法人の集団の本拠若しくは調整機関又は当該集団に対して管理上の役務その他の支援を行う団体であること。
- (b) 当該一方の締約国の法令の下において、(a)に規定する所得が、当該一方の締約国内において金融活

動若しくは船舶による運送活動を行うこと又は当該一方の締約国内において事業を行う法人の集団の本拠若しくは調整機関若しくは当該集団に対して管理上の役務その他の支援を行う団体であることから生ずる所得に比して、著しく低い租税を課されるものであること。

第二十一条のC

所得の支払又は取得の基因となる権利又は財産の設定又は移転に関与した者が、この条約の特典を受けることを当該権利又は財産の設定又は移転の主たる目的とする場合には、当該所得に対しては、この条約に定める租税の軽減又は免除は与えられない。

第十五条

条約第二十二條を次のように改める。

第二十二條

1 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに關する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの条約の規定に従つてスウェーデンにおいて租税を課される所得をスウェーデン内において取得する場合には、当該所得について納付されるスウェーデンの租税の額は、当

該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、当該所得に対応する日本国の租税の額を超えないものとする。

- 2 (a) (b)及び第十条6の規定が適用される場合を除くほか、スウェーデンの居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得する場合には、スウェーデンは、外国の租税の控除に関するスウェーデンの法令（その一般原則を変更することなく随時行われる改正の後のものを含む。）の規定に従い、当該所得について納付される日本国の租税の額と等しい額を当該所得に対する租税の額から控除する。

(b) スウェーデンの居住者がこの条約の規定に従つて日本国においてのみ租税を課される所得を取得する場合には、スウェーデンは、スウェーデンの租税の累進税率の決定に当たつては、日本国においてのみ租税を課される所得を考慮することができる。

第十六条

1 条約第二十三条2を次のように改める。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国におい

て、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

2 条約第二十三条3中「第九条、第十一条6又は第十二条6」を「第九条1、第十一条6又は第十二条4」に改める。

第十七条

条約第二十四条に次の5から7までを加える。

5 (a) 一方又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、1の規定に従い、当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、

(b) 当該一方の締約国の権限のある当局から他方の締約国の権限のある当局に対し当該事案に関する協議の申立てをした日から三年以内に、2の規定に従い、両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するために合意に達することができない場合において、

当該者が要請するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁に付託される。ただし、当該未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が既に決定を行った場合には、当該未解決の事項は仲裁に付託されない。当該事案によつて直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合を除くほか、当該仲裁決定は、両締約国を拘束するものとし、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず実施される。両締約国の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によつて定める。

6 5の規定の適用上、

(a) 両締約国の権限のある当局は、5の規定に従つて申し立てられた事案によつて直接に影響を受ける者の作為若しくは不作為が当該事案の解決を妨げる場合又は両締約国の権限のある当局及び当該者が別に合意する場合を除くほか、5に規定する仲裁の要請から二年以内に仲裁決定が実施されることを確保するため、仲裁手続を合意によつて定める。

(b) 仲裁のための委員会は、次の規則に従つて、設置される。

(i) 仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人の仲裁人

により構成される。

(ii) 各締約国の権限のある当局は、それぞれ一人の仲裁人（自国の国民とすることができ。）を任命する。両締約国の権限のある当局が任命する二人の仲裁人は、両締約国の権限のある当局が合意する手続に従い、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。

(iii) 全ての仲裁人は、いずれの締約国の税務当局の職員でもあつてはならず、及び1の規定に従つて申し立てられた事案に関与した者であつてはならない。第三の仲裁人は、両締約国の権限のある当局が別段の合意をする場合を除くほか、いずれの締約国の国民でもあつてはならない。

(iv) 両締約国の権限のある当局は、仲裁手続の実施に先立つて、全ての仲裁人及びそれらの職員が、各締約国の権限のある当局に対して送付する書面において、次条2及び両締約国において適用される法令に規定する秘密及び不開示に関する義務と同様の義務に従うことに合意することを確保する。

(v) 各締約国の権限のある当局は、自らが任命した仲裁人に係る費用及び自国の費用を負担する。仲裁のための委員会の長に係る費用その他の仲裁手続の実施に関する費用については、両締約国の権

限のある当局が均等に負担する。

(c) 両締約国の権限のある当局は、全ての仲裁人及びそれらの職員に対し、仲裁決定のために必要な情報を不当に遅滞することなく提供する。

(d) 仲裁決定は、次のとおり取り扱う。

(i) 仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

(ii) 仲裁決定は、5の規定、この6の規定又は(a)の規定に従って決定される手続規則のいずれかに対する違反（仲裁決定に影響を及ぼしたものとして相当と認められるものに限る。）により当該仲裁決定がいずれか一方の締約国の裁判所において無効であるとされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定は、その違反によつて無効であるとされる場合には、行われなかつたものとする。

(e) 仲裁の要請が行われてから、仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局及び仲裁の要請を行つた者に送達するまでの間に、両締約国の権限のある当局が仲裁に付託された全ての未解決の事項を解決した場合には、当該事案は2の規定に従つて解決されたものとし、仲裁決定は行われ
ない。

7 (a) 5及び6の規定は、第四条3の規定に該当する事案又は第七条に規定する恒久的施設への資本の帰属に関する事案については、適用しない。

(b) 5の規定にかかわらず、両締約国の権限のある当局が、事案が仲裁による解決に適しない旨を合意した場合には、当該事案は仲裁に付託されない。

第十八条

条約第二十五条を次のように改める。

第二十五条

1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関

する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。この2の第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づき他の目的のために使用することができる、かつ、当該情報を提供した他方の締約国の権限のある当局がそのような使用を許可する場合には、他の目的のために使用することができる。

3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

- (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。
- (b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。
- (c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような

情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

(d) 弁護士その他の法律事務代理人がその依頼者との間で行う次のいずれかの通信の内容を明らかにする情報を入手し、又は提供すること。

(i) 法的な助言を求め、又は提供するために行われる通信

(ii) その内容を進行中の又は予定される法的な手続において使用するために行われる通信

4 一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従って当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずる。一方の締約国がそのような手段を講ずるに当たっては、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由としてその提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5 3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第十九条

条約第二十五条のAを次のように改める。

第二十五条のA

1 両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行う。この支援は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 この条において、「租税債権」とは、次に掲げる租税（その課税がこの条約又は両締約国が当事国となつている他の取極の規定に反しない場合に限る。）の額並びに当該租税の額に関する利子、行政上の金銭罰、付加税及び徴収又は保全の費用をいう。

(a) 日本国については、

- (i) 所得税
- (ii) 法人税
- (iii) 復興特別所得税
- (iv) 復興特別法人税

- (v) 消費税
- (vi) 相続税
- (vii) 贈与税
- (b) スウェーデンについては、
- (i) 国税である所得税
- (ii) 配当に対する源泉徴収税
- (iii) 非居住者に対する所得税
- (iv) 非居住者である芸能人及び非居住者である運動家に対する所得税
- (v) 地方税である所得税
- (vi) 付加価値税
- (vii) 不動産税
- (viii) 純資産税
- (ix) 相続税

(x) 贈与税

(c) (a)及び(b)に掲げる租税に加えて又はこれに代わつて千九百九十九年二月十九日にストックホルムで署名された議定書によつて改正されたこの条約を改正する二千十三年十二月五日にストックホルムで署名された議定書の署名の日の後に課される租税であつて、(a)及び(b)に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの

両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

3 一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づき執行することができるものであり、かつ、その徴収における支援の要請の時に於いて当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づき当該租税債権の徴収を停止させることができない場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づき、他方の締約国の権限のある当局による徴収のために引き受けられるものとする。当該租税債権は、この3の規定に基づいて当該他方の締約国が要請することができる条件を満たす当該他方の締約国の租税債権と同様に、当該他方の締約国により、当該他方の締約国の租税の

執行及び徴収について適用される当該他方の締約国の法令に従って徴収される。

4 一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づきその徴収を確保するために当該一方の締約国が保全の措置をとることができるものである場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づき、他方の締約国の権限のある当局による保全の措置のために引き受けられるものとする。当該他方の締約国は、その保全の措置をとる時において当該租税債権が当該一方の締約国において執行することができないものである場合又は当該租税債権を負担する者がその徴収を停止させる権利を有する場合であつても、当該租税債権が自国の租税債権であるとした場合と同様に、当該他方の締約国の法令に従って当該保全の措置をとる。

5 3及び4の規定にかかわらず、3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国により引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令の下で租税債権であるとの理由により適用される時効の対象とされず、かつ、その理由により適用される優先権を与えられない。3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために当該一方の締約国により引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、他方の締約国の法令の下で適用される優先権を有するものでない。

6 5の規定にかかわらず、3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国により引き受けられた租税債権の徴収に当たつて当該一方の締約国がとつた措置は、当該措置が他方の締約国によつてとられたならば、当該他方の締約国の法令に従つて当該租税債権について適用される時効を停止し、延長し、又は中断する効果を有することとなる場合には、当該他方の締約国の法令の下においても同様の効果を有する。当該一方の締約国は、当該措置について当該他方の締約国に通報する。

7 一方の締約国の租税債権の存在、有効性又は金額に関する争訟の手續は、他方の締約国の裁判所又は行政機関に提起されない。

8 一方の締約国が3又は4の規定に基づいて要請した後、他方の締約国が関連する租税債権を徴収し、当該一方の締約国に送金するまでの間に、当該租税債権が次の(a)又は(b)の規定に該当しなくなった場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、当該他方の締約国の権限のある当局に対しその事実を速やかに通報し、当該他方の締約国の選択により、当該一方の締約国は、その要請を停止し、又は撤回する。

(a) 3の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国の法令に基づき執行するこ

とができるものであり、かつ、当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づき当該租税債権の徴収を停止させることができないものであること。

(b) 4の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国がその法令に基づきその徴収を確保するために保全の措置をとることができるものであること。

9 この条の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 公の秩序に反することとなる措置をとること。

(c) 他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づき徴収又は保全のために全ての妥当な措置をとっていない場合に支援を行うこと。

(d) 当該一方の締約国の行政上の負担が他方の締約国が得る利益に比して明らかに不均衡である場合に支援を行うこと。

10 この条の規定に基づいて支援が行われる前に、両締約国の権限のある当局は、この条の規定の実施方

法（各締約国に対する支援の程度の均衡を確保するための合意を含む。）について合意する。特に、両締約国の権限のある当局は、一方の締約国が特定の年において行うことができる支援の要請の数の上限及び支援を要請することができる租税債権の最低金額について合意する。

第二十条

1 各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この議定書の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この議定書は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この議定書は、次のものについて適用する。

(a) 源泉徴収される租税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に支払われ、又は貸記される額

(b) 所得に対するその他の租税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

3 2の規定にかかわらず、第十七条の規定によって改正される条約第二十四条5から7までの規定は、こ

の議定書が効力を生ずる日から次のものについて適用する。

(a) この議定書が効力を生ずる日において両締約国の権限のある当局が検討を行っている事案。当該事案の未解決の事項は、この議定書が効力を生ずる日の後三年を経過するまでは、仲裁に付託されない。

(b) この議定書が効力を生ずる日の後に両締約国の権限のある当局による検討が行われる事案

4 2の規定にかかわらず、第十八条の規定によつて改正される条約第二十五条及び第十九条の規定によつて改正される条約第二十五条のAの規定は、当該規定の対象となる事案又は租税債権に係る課税年度にかかわらず、この議定書が効力を生ずる日から適用する。

5 この議定書は、条約が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十三年十二月五日にストックホルムで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

森元誠二

スウェーデン政府のために

ミカエル・ルンドホルム